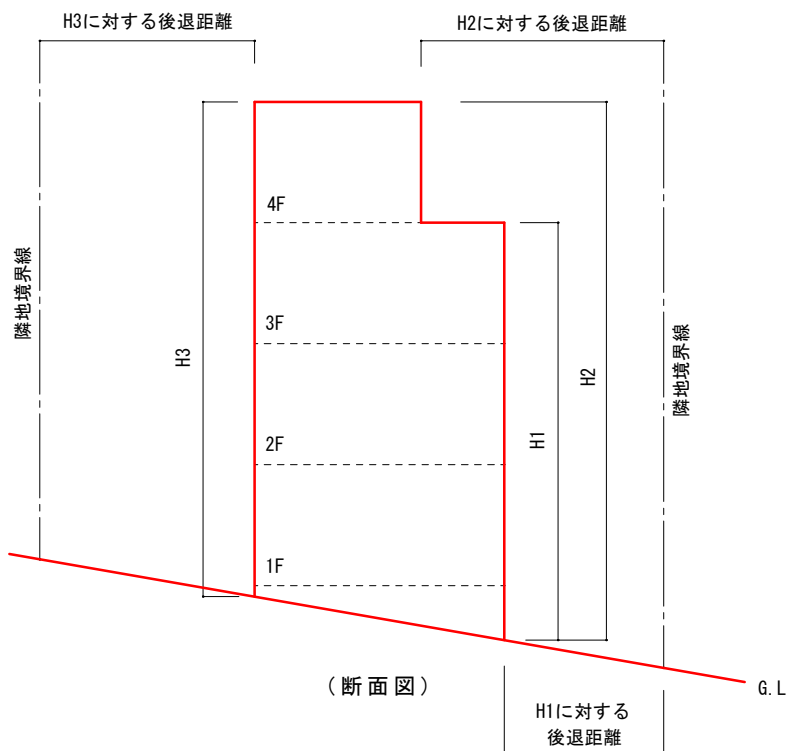
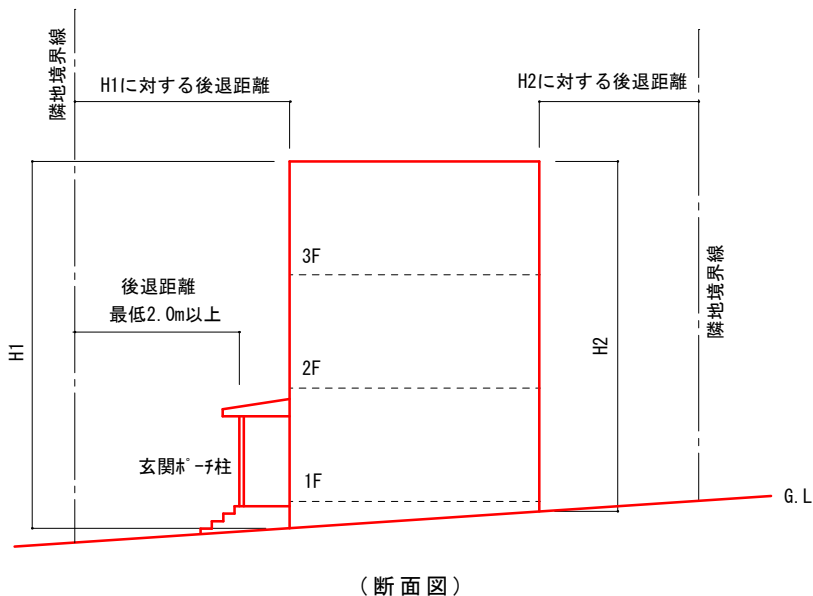


(景観地区における壁面後退距離について)

(例 1)



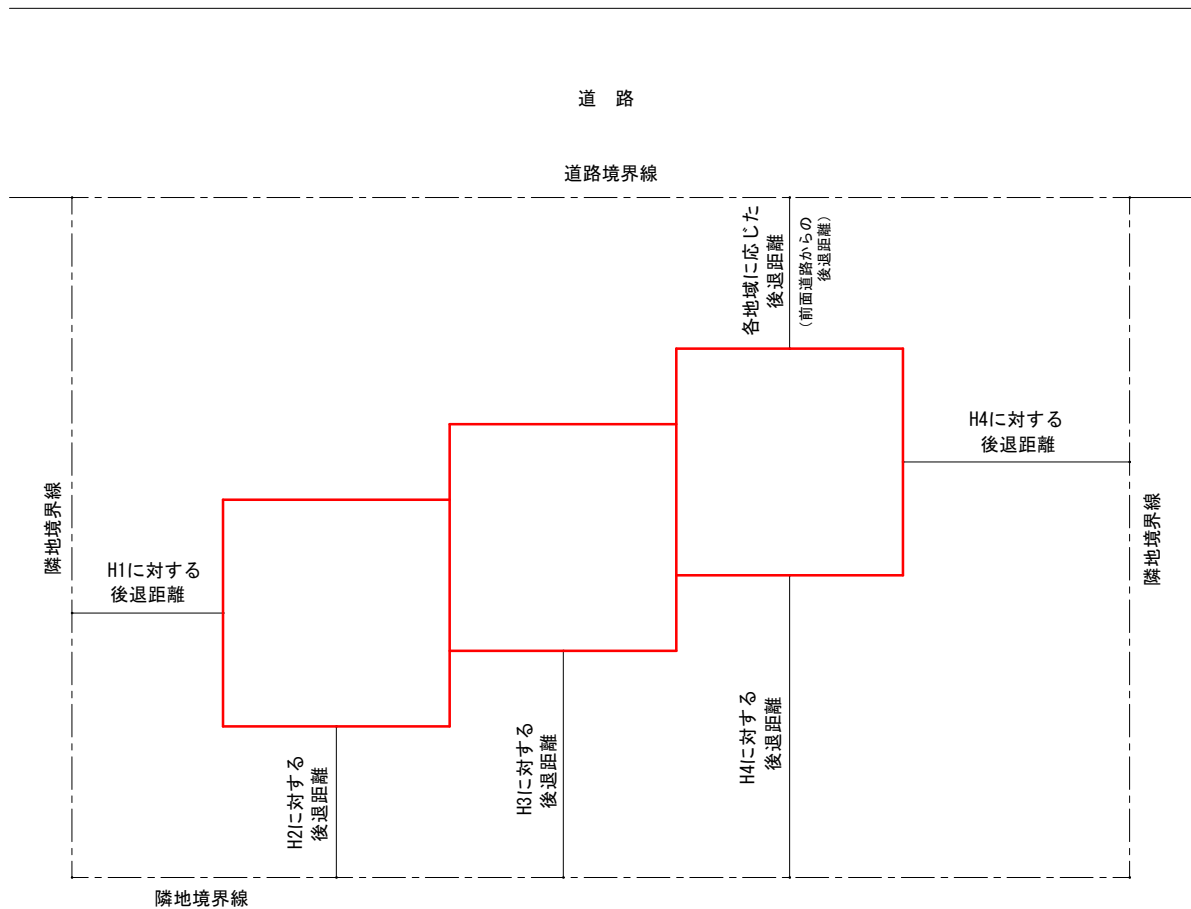
(例 2)



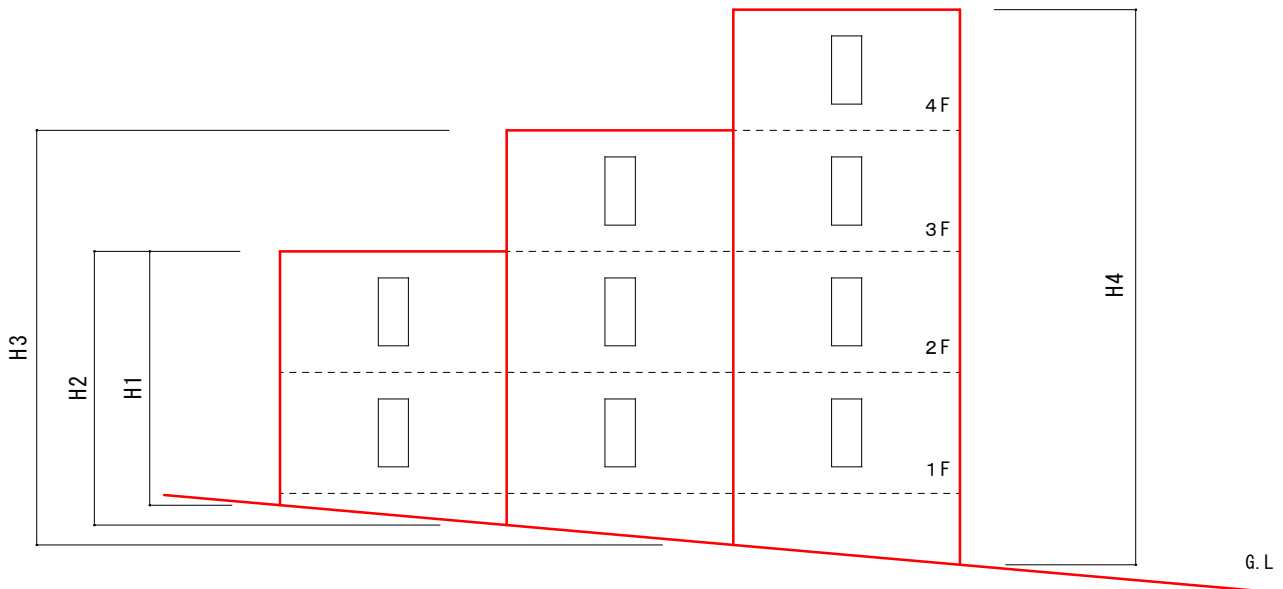
- ※ 1 壁面後退距離は、建築物の外壁又はこれに代わる柱からの最低限必要な距離(2.0m以上かつ $H/3.5 \times 0.5m$ 以上 端数は十センチ単位に切り上げる)
- ※ 2 高さ(H)は、壁面の地盤面と接する位置のうち、最も低い位置からの高さ。
- ※ 3 勾配屋根の落雪方向の最低限必要な距離(落雪距離)は、「倶知安町建築物等に関する指導要綱」による。
- ※ 4 地階、庇、軒の出から、道路境界・隣地境界までの最低限必要な距離は、「倶知安町建築物等に関する指導要綱」による。
- ※ 5 上記の凡例は、セナービレッジ地区、山田Ⅱ地区、大沢川沿い地区、東岩尾別地区、花園ビレッジ地区に適用。

(景観地区における壁面後退距離について)

(例 3)



(配置図)

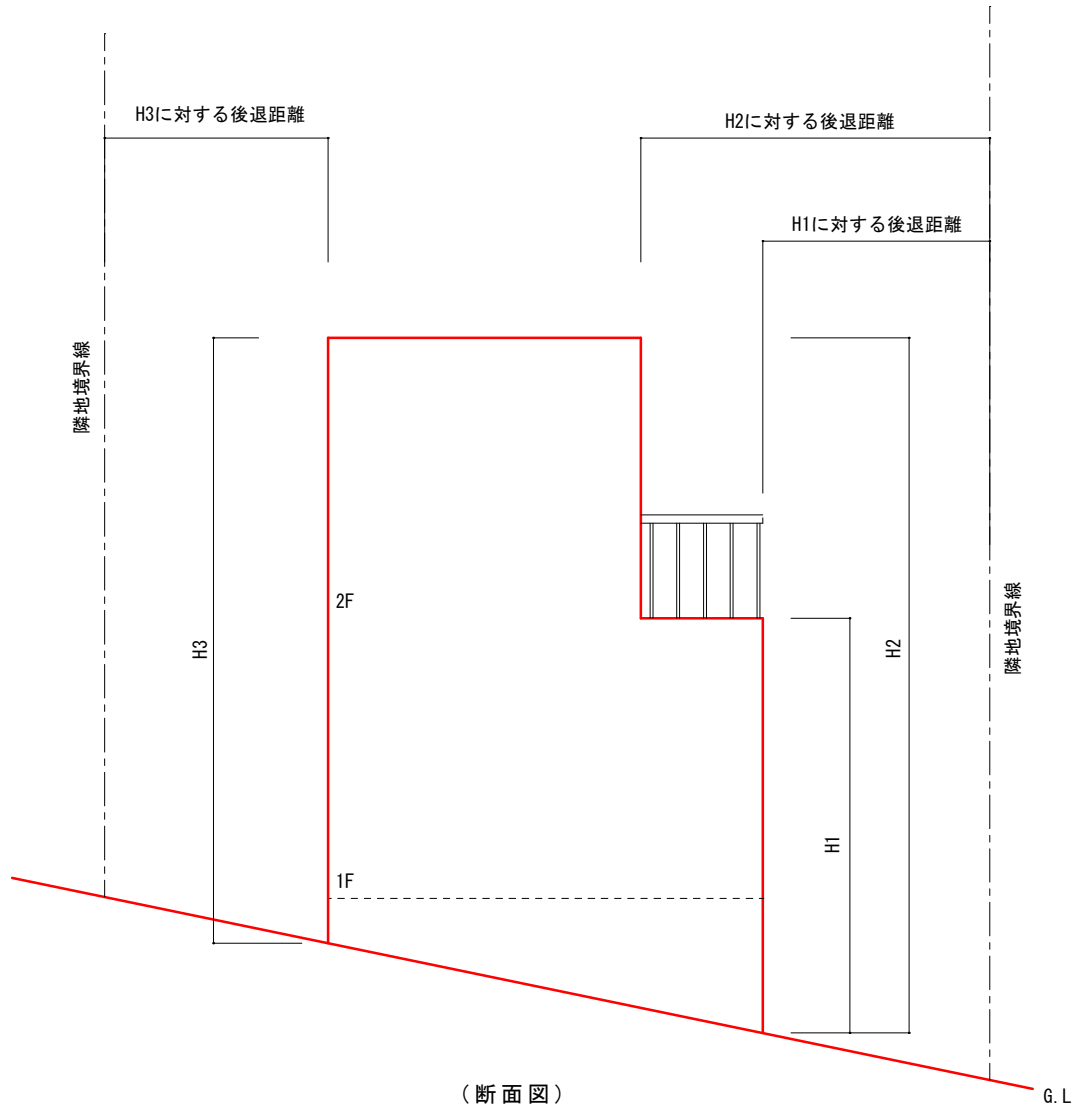


(断面図)

- ※ 1 壁面後退距離は、建築物の外壁又はこれに代わる柱からの最低限必要な距離(2.0m以上かつ $H/3.5 \times 0.5m$ 以上 端数は十センチ単位に切り上げる)
- ※ 2 高さ(H)は、壁面の地盤面と接する位置のうち、最も低い位置からの高さ。
- ※ 3 勾配屋根の落雪方向の最低限必要な距離(落雪距離)は、「倶知安町建築物等に関する指導要綱」による。
- ※ 4 地階、庇、軒の出から、道路境界・隣地境界までの最低限必要な距離は、「倶知安町建築物等に関する指導要綱」による。
- ※ 5 上記の凡例は、セカンドレジ地区、山田Ⅱ地区、大沢川沿い地区、東岩尾別地区、花園レジ地区に適用。

(景観地区における壁面後退距離について)

(例 4)

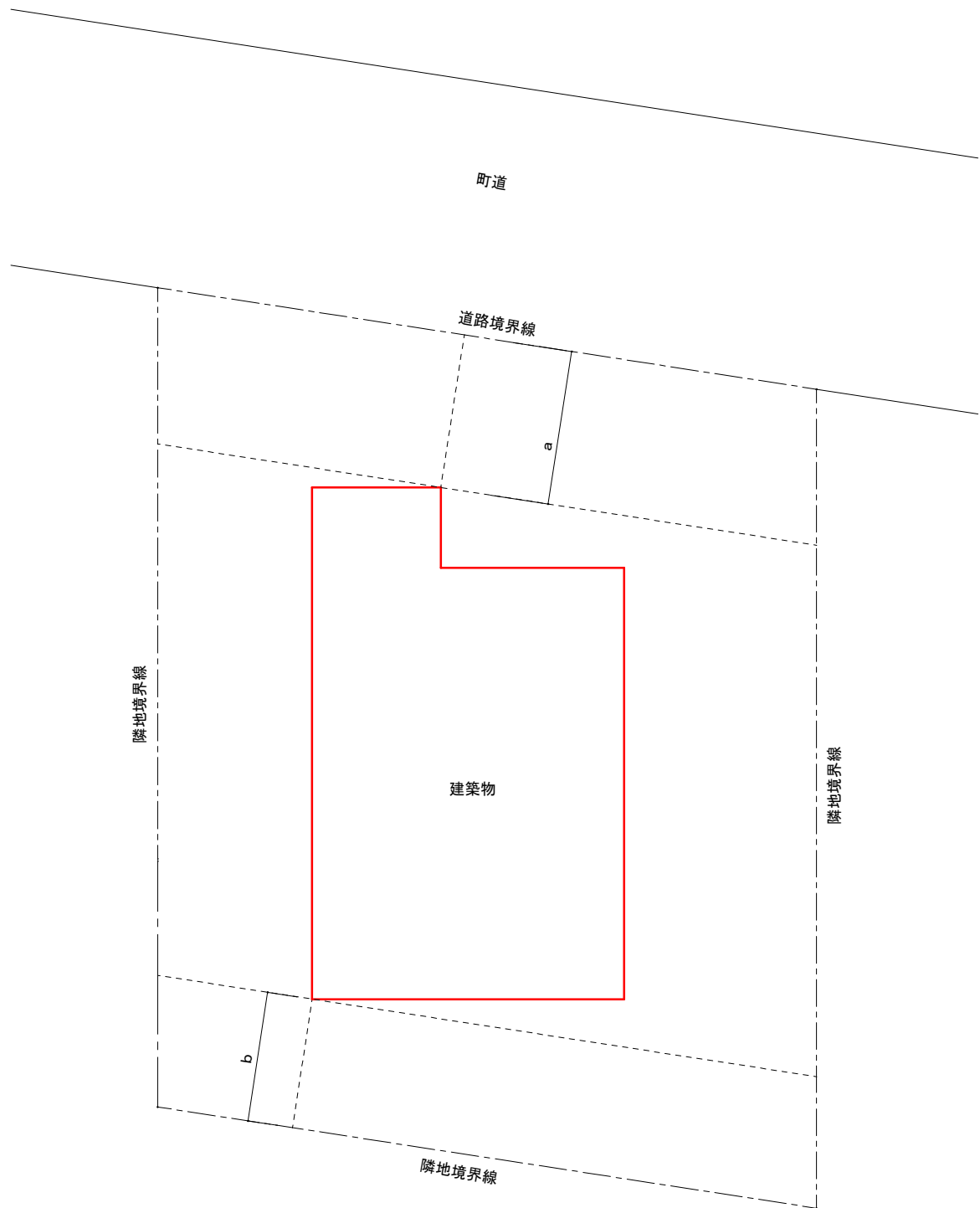


(断面図)

- ※ 1 壁面後退距離は、建築物の外壁またはこれに代わる柱からの必要有効距離。
- ※ 2 高さ (H) は、壁面の地盤面と接する位置のうち、最も低い位置からの高さ。
- ※ 3 勾配屋根の落雪方向の最低限必要な距離 (落雪距離) は、「倶知安町建築物に関する指導要綱」による。
- ※ 4 地階、庇、軒の出から、道路境界・隣地境界までの最低限必要な距離は、「倶知安町建築物に関する指導要綱」による。
- ※ 5 上記の凡例は、樺山地区、ペンションビレッジ地区、双子山地区、西岩尾別・旭・花園地区に適用。

(景観地区における壁面後退の基準点について)

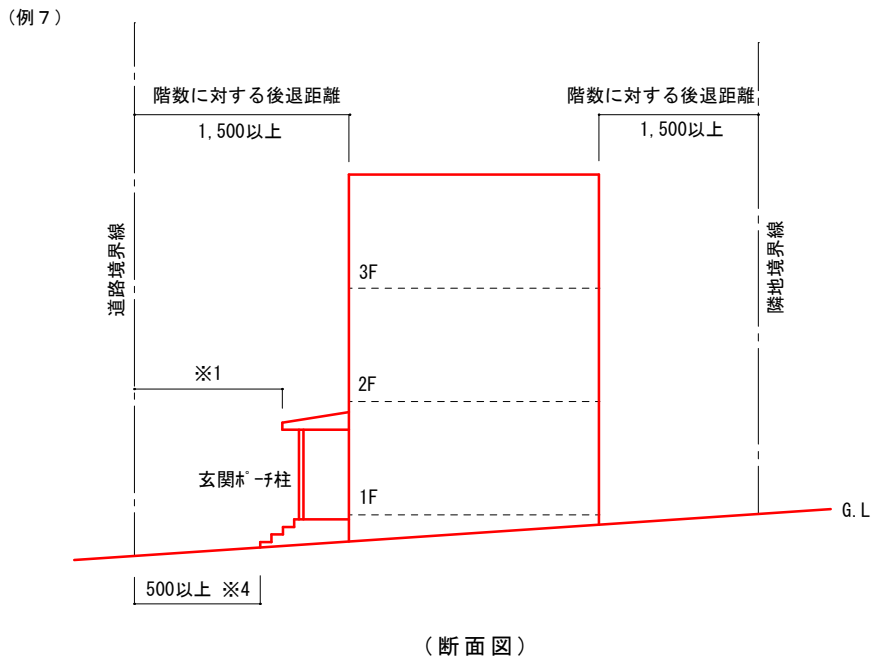
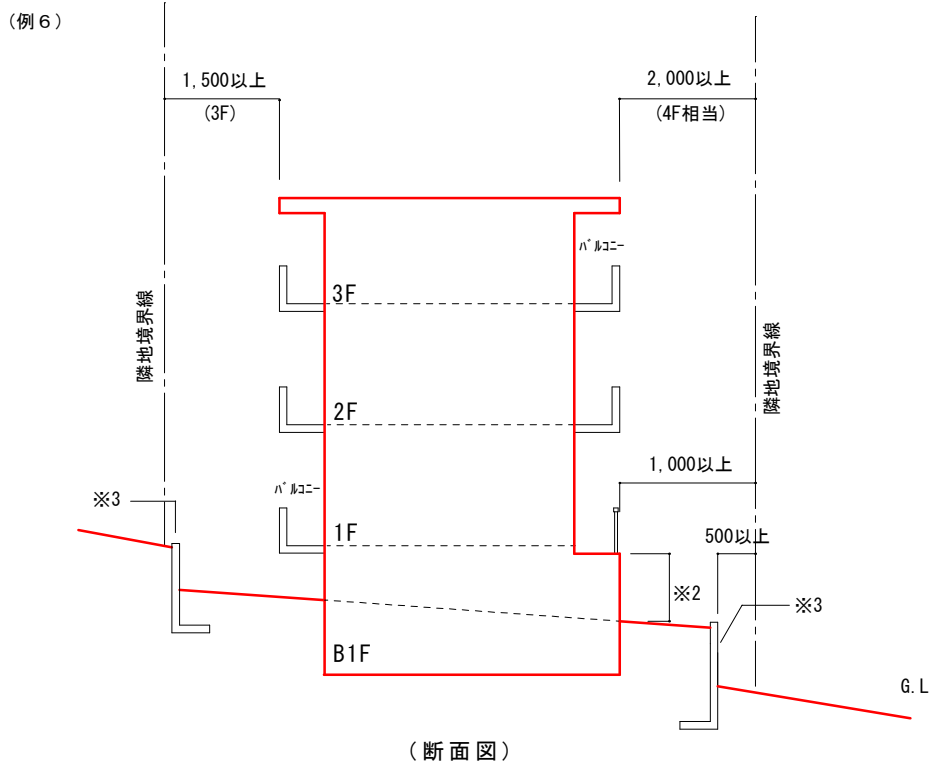
(例5)



(配置図)

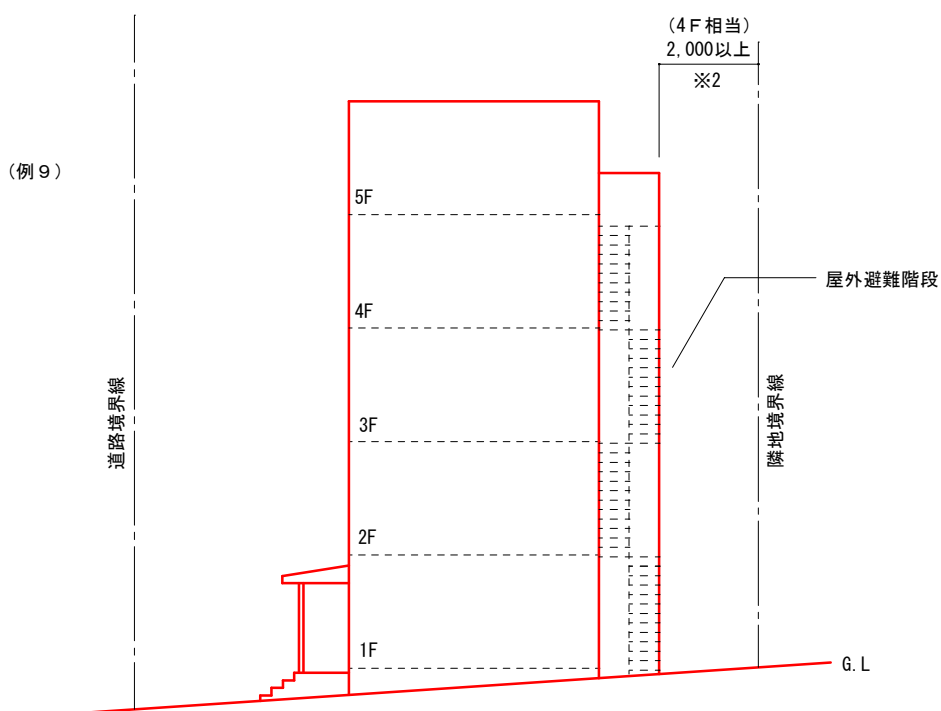
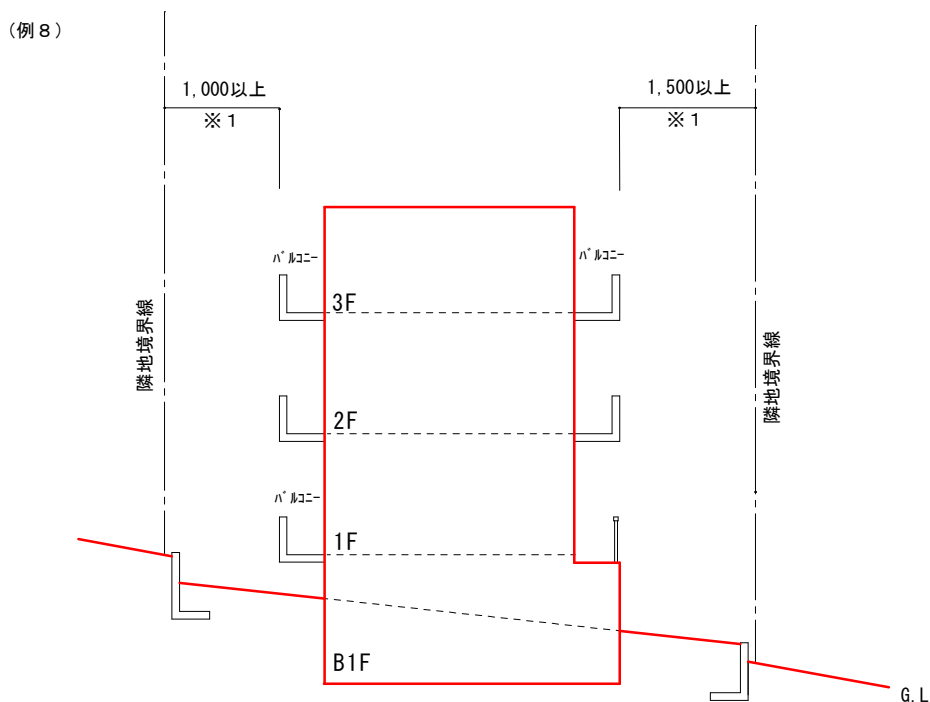
- a : 道路境界に一番近い外壁面が道路後退距離
- b : 隣地境界に一番近い外壁面が隣地後退距離

「建築物等に関する指導要綱」による後退距離について



- ※ 1 勾配屋根の落雪方向の最低限の離れ（落雪距離）は、軒高、勾配、屋根の長さにより定められる。
- ※ 2 地階で地盤面から1.5m以上現れている場合は1フロアと見なして境界からの離れを換算する。
又、天井高が4.5m以上の吹き抜けがある部屋は、2フロアと見なして境界からの離れを換算する。
- ※ 3 擁壁や塀が、高さ2mを超える場合は、50cm以上の離れを確保すること。
傾斜地などで、一部でも高さ2mを超える場合は適用される（隣接する地権者が近接して設置することを承諾している場合は除く）。
- ※ 4 工作物、付帯設備等は道路境界や隣地境界から50cm以上の離れを確保すること。
- ※ 5 「建築物等に関する指導要綱」については全地区に適用。

「建築物等に関する指導要綱」による後退距離について



(断面図)

- ※1 バルコニーがあるが、その上に庇が無い場合については、最上階のバルコニーを庇と見なして、階数に応じた離れを道路境界及び隣地境界から確保する。
- ※2 屋外避難階段がある場合は、最上階数から1つ減らした階数（最上階の踊り場を庇と見なす）で道路境界及び隣地境界からの有効な離れを確保する。なお、屋外避難階段に庇を設置する場合は、最上階数で道路境界及び隣地境界からの有効な離れを確保すること。
- ※3 「建築物等に関する指導要綱」については全地区に適用。